二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※1)しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組、⑤過去5年間における他の地方公共団体等への電力供給実績、⑥環境マネジメントシステムの導入状況の6項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

	要素	 	分	得	点
1	令和5年度1kWh 当たりの二酸化炭素	0.000以上	0.375 未満	7	О
	排出係数(調整後排出係数)	0.375以上	0.400 未満	6	5
	(単位:kg-CO2/kWh)	0.400以上	0.425 未満	6	0
		0.425以上	0.450 未満	5	5
		0.450以上	0.475 未満	5	0
		0.475以上	0.500 未満	4	5
		0.500以上	0.520 未満	4	0
		0.520以上			0
2	令和5年度の未利用エネルギー活用状	0.675%以上		1	0
	况	0%超	0.675%未満		5
		活用してい	ない		0
3	令和5年度の再生可能エネルギー導入	15.00%以上		2	0
	状况	8.00%以上	15.00%未満	1	5
		3.00%以上	8.00%未満	1	0
		0%超	3.00%未満		5
		活用してい	ない		0
4	省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取	取り組んて	ごいる		5
	組、地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んて	いない		0
(5)	過去5年間における他の地方公共団体	有			5
	等への電力供給実績(※2)	無			О
6	環境マネジメントシステムの導入状況	導入してい	る		5
	(%3)	導入してい	ない		O

(注) 各用語の定義は、4「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1

年以内に限る。) を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

- ※2 過去5年間における他の地方公共団体等への電力供給実績を示すものとして、契約 書の写し等を添付すること。
- ※3 入札実施時における環境マネジメントシステムの (EMS) の導入状況で、評価対象となる EMS は、「IS014001」と「エコアクション 21」とする。

2 添付書類

入札に当たっては、入札参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類 及びその根拠を示す書類を添付すること。

- 3 契約期間内における努力等
 - (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上になるように電力を供給するよう努めるものとする。
 - (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の 提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り 速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

4 各用語の定義

4	各用語の定義	
	用語	定義
1	令和5年度	「令和5年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。
	1 kWh 当たり	令和5年度の事業者全体の調整後排出係数(地球温暖化対策の推進に関
	の二酸化炭素	する法律(以下「温対法」という。)に基づき環境大臣及び経済産業大臣
	排出係数	が公表したもの)
		1 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づ
		き環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者
		は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることがで
		きる。
		2 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから
		事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対
		法に基づき算定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係数を用い
		ることができる。
2	令和5年度の	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エ
	未利用エネル	ネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおりとする。
	ギー活用状況	
		令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和
		5年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値
		(算定方式)
		令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)
		令和5年度の未利用エネルギーの活用状況 (%) =
		1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エ
		ネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用
		エネルギーによる発電量を算出する。
		① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等
		の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱
		量により按分する。
		② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、
		未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発
		電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に
		伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用
		エネルギーによる発電分とする。
		2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社)
		電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力
		に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。

- ① 工場等の廃熱又は排圧
- ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(再生可能エネルギー電気の利用の 促進に関する特別措置法 (平成23年法律第108号。以下「再エネ特 措法」という。)第2条第3項において定める再生可能エネルギー源 に該当するものを除く。)
- ③ 高炉ガス又は副生ガス
- 3 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事 業者への販売分は含まない。
- 4 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まな 11
- ③ 令和5年度の 況

化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和5年 再生可能エネー度の供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用 ルギー導入状 | する。算出方法は、以下のとおりとする。

> 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用料(送電端)(kWh)を令和 5年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値

(算定方式)

令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)

令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(%)=

令和5年度の供給電力量(需要端)

1 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)(kWh)は、 次の①から⑤までの合計値とする。ただし、①から⑤は令和5年度の小 売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によっ て他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給される ことで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量 (送電端) (kWh)
- ② グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の 電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減 相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)の量(kWh)
- ③ Jークレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由 来クレジットの電力相当量(kWh)
- ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可 能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気である ことが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量 (kWh)

- 2 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源に用いる発電設備(太陽光、風力、水力(30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマス)による電気を対象とする。
- 3 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量には、他小売電気事業 者への販売分は含まない。
- 4 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
- ④ 省エネに係る 情報提供、簡 易的 DR のに 組、地域にネの 自出・利用の 取組

需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ※単なる「電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化)」は 評価対象外とする。
- ・需給逼迫時において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力し た需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

⑤ 過去 5 年間に おける他の地 方公共団体等 への電力供給 実績

過去5年間における他の地方公共団体等への電力供給実績とは、本件入札に係る参加資格確認申請日から過去5年間の間に履行期間(12か月以上)の終期が属しており、履行が完了している(長期継続契約の場合は、履行期間の一部が属しており、12か月以上の期間履行が終了している)、国又は地方公共団体、独立行政法人その他の公共団体へ電力供給(高圧電力)を行った実績のことをいう(規模についての定めはない)。

有の場合には、<u>それを証する書類(契約書の写し等)</u>を添付すること。 なお、契約書の写し等のうち、業務名、履行期間、契約日、受給者・供給 者名と各代表者の押印がある箇所以外については、必要に応じてマスキン

	グしても構わない。
⑥ 環境マネジメ	環境マネジメントシステムの導入状況とは、自社において、IS014001
ントシステム	やエコアクション 21 の環境マネジメントシステムを導入しており、かつ、
の導入状況	発電事業に関する環境改善を「環境方針」等で言及していることをいう。
	導入している場合には、 <u>審査登録証及び環境方針の写し</u> を添付するこ
	と。